

AARDS 050817-1

平成 17 年 8 月 17 日

在タジキスタン共和国日本国大使館  
臨時代理大使 三好 功一閣下

特定非営利活動法人 難民を助ける会  
理事長 柳瀬 房子  
(代)ドゥシャンベ事務所  
プログラムコーディネーター 田部 昌人

## 日本 NGO 支援無償資金協力事業完了報告書

平成 16 年 10 月 7 日付日本 NGO 支援無償資金協力贈与契約に基づく「ラグーン郡中央病院への医療機材の供与プロジェクト」が、平成 17 年 2 月 28 日をもって完了いたしましたので、関係書類を添えて、下記のとおり報告いたします。

### 記

1. **事業の実施期間：**平成 16 (2004) 年 10 月 7 日 ~ 平成 17 (2005) 年 2 月 28 日

2. **事業の実施成果(要約)：**

(1) 事業実施の目的

本事業は、タジキスタン共和国東部ラグーン郡(首都ドゥシャンベ市内から東に約 100km)の同郡中央病院への基本医療機材供与を通じ、診断科、理学療法科、母子保健科の 3 部門の設備改善を図ることを目的として実施した。また、この事業を通して同地域の医療体制構築を目指した。

(2) 事業概要

事業実施以前は、施設の老朽化と不十分な機材のために、より設備の整ったドゥシャンベの病院へ患者を搬送せざるを得なかった。しかし財政的・身体的負担が患者に発生するため、すべての患者がドゥシャンベでより良い医療を受けられたわけではない。また特に脆弱な障害者、新生児は長時間の移送に耐えられず、厳しい状況にあった。これらの状況を鑑み、超音波エコー・理学療法機器 4 点・保育器・12KW ジェネレーターを選定の上、供与した。

(3) 事業成果

本事業実施の結果、上述 3 部門の設備が大幅に改善され、地域の医療体制構築に貢献した。また、以下の評価項目からみても大きな成果を挙げたと考えられる。

(イ) **妥当性：**ラグーン郡中央病院は老朽化した施設と設備にも関わらず、国際機関による医療機材供与支援計画の対象からも漏れていた。特に基本医療機材の不足が深刻であった。当会が医療機材を供与することにより、設備改善のニーズにこたえることができた。

(ロ) **有効性：**下記の点から、本事業の有効性は高いと判断できる。

(a) 地域内で診断から治療まで一貫した医療サービスの提供が可能となった。その結果、患者の経済的・身体的負担の軽減に寄与した。さらに、これまで同地域では対応の困難であった障害者の身体機能回復、新生児死亡率の抑制への効果が期待される。

(b) 診断科、理学療法科、母子保健科でそれぞれ必要不可欠な機材を選定し、供与した。

(c) 理学療法用機材は、障害者の機能回復のみならず、怪我や病気による後遺症を予防する整形外科にも活用可能なものであるため、幅広く活用することができる。

(d) ジェネレーターの設置により安定した電力が確保され、医療環境が改善された。その結果、緊急を要する治療にも対応することが可能となった。

(イ)自立発展性：下記の点から、自立発展性は高いと考えられる。

- (a) 病院側の希望に沿い且つ同国内での使用に耐え得る機材を選定した。スペアパーツは代理店を通じて入手可能であり、機材の故障時にも同国内で修理が可能となっている。
- (b) 現在、同病院は家庭訪問式リハビリテーションを検討している。今回供与した理学療法用機材はいずれも携帯可能な機材であり、この計画の大きな前進が期待できる。
- (c) 今後、ラグーン郡では水力発電用ダム工事が再開される予定であり、技術者の流入により大幅な人口増加が見込まれる。本事業申請当初、年間延べ 14,600 名の裨益人口を予想していたが、より多くの人々へ寄与すると予想される。

3. 日本 NGO 支援無償資金精算額： 32,187 米ドル  
( 供与限度額と同額 )

4. 会計報告(事業資金収支表、資金使用明細書、支払証拠写)

別紙のとおり。

5. 外部監査報告書提出予定日： 平成 17 年 8 月 17 日

#### 【添付書類】

- 1 会計報告関係：(1) 事業資金収支表、(2) 資金使用明細書、(3) 支払証拠書類写し綴り
- 2 事業の成果(詳細報告書)
- 3 売買契約書 (Procurement Contracts) (コピー)
- 4 寄贈証明書 (Letters of Donations) (コピー)
- 5 事業内容説明写真
- 6 監査報告書

## 添付2:事業の成果詳細報告書

### 1. 事業実施地:

タジキスタン東部 ラグーン郡 (首都ドゥシャンベ市内から東に約 100 km) の郡中央病院敷地内

### 2. 事業の目的:

地域の基幹病院であるラグーン郡中央病院は、設備の老朽化のために患者の受け入れに支障をきたしている。本事業では、同病院への基本機材供与を通じ、診断科、理学療法科、母子保健科の3部門の設備改善を目指す。また機材の充実によって、より設備の整ったドゥシャンベ市内の病院への搬送による、患者の財政的・身体的な負担を減らし、地域で診断から治療までを完結させる医療体制の構築にも寄与する。

### 3. 事業の成果:

本事業を実施したことにより、目的としていた上述3部門の設備改善がなされ、地域における一貫した医療体制の構築に貢献した。以下の評価項目からみても本事業は大きな成果を挙げたと考えられる。また事業実施前後の比較は、以下の通りである。

### プロジェクト実施前後の比較

	プロジェクト実施前	プロジェクト実施後
診断科用機材供与	診断に欠かせない超音波エコーがなかったため、医師の経験だけに頼った治療がなされていた。	より科学的な根拠に基づく治療を実施できるようになった。
	正確な診断が必要な際は、首都ドゥシャンベ市内の病院まで搬送する他なかった。特に、内科・婦人科・母子保健科・泌尿器科では患者のほぼすべてを搬送せざるを得ない状況であった。	地域内で、診断から治療まで一貫した医療を受けることができるようになった。
	しかし患者に財政的・身体的負担が発生するため、すべての患者がドゥシャンベで診断を受けられたわけではない。	ドゥシャンベに行く必要性がなくなったため、診断を受けやすくなった。
理学療法科用機材供与	同病院で、20年以上使用されている機材があったが、修理不能な状態に壊れており、治療ができない状態であった。	医療機材が新しくなったため、治療が行なえるようになった。 ラグーン郡内に登録されている障害者約350名だけではなく、障害の予防にも役立っている。供与導入後、月平均30名の患者へ治療を実施している。
母子保健科用機材供与	同病院には、保育器がなかった。機材導入以前は、新生児の内、約3.5%が死亡していた。	導入後、同地域では未熟児の出産は確認されていない。しかし今後、同地域での新生児死亡率の遞減と後遺障害の遞減に寄与すると期待できる。

ジェネレーター供与	同地域では冬季期間中は午前 3 時間、午後 3 時間しか電気が供給されない。病院所有の 2.5kw のジェネレーターでは非常に不十分な電力量で、治療に支障をきたしていた。	安定した電力の供給によって、緊急を要する治療への対応などが可能になった。
-----------	---	--------------------------------------

このことから、以下の成果が考えられる。

(1) **妥当性**：ラグーン郡中央病院は老朽化した設備にも関わらず、国際機関による医療機材供与支援計画の対象からも漏れていた。特に基本医療機材の不足が深刻であった。当会が医療機材供与することにより、設備改善のニーズにこたえることができた。

(2) **有効性**：下記の点から、本事業の有効性は高いと判断できる。

(イ) 地域内で診断から治療まで一貫した医療サービスの提供が可能となった。その結果、患者の経済的・身体的負担の軽減に寄与した。さらに、これまで同地域では対応の困難であった障害者の身体機能回復、新生児死亡率の抑制への効果が期待される。

(ロ) 診断科、理学療法科、母子保健科でそれぞれ必要不可欠な機材を選定し、供与した。

(ハ) 理学療法用機材は、障害者の機能回復のみならず、怪我や病気による後遺症を予防する整形外科にも活用可能なものであるため、幅広く活用することができる。

(ニ) ジェネレーターの設置により安定した電力が確保され、医療環境が改善された。その結果、急を要する治療にも対応することが可能となった。

(3) **自立発展性**：下記の点から、自立発展性は高いと考えられる。

(イ) 病院側の希望に沿い且つ同国内での使用に耐え得る機材を選定した。スペアパーツは代理店を通じて入手可能であり、機材の故障時にも同国内で修理が可能となっている。

(ロ) 現在、同病院は家庭訪問式リハビリテーションを検討している。今回供与した理学療法用機材はいずれも携帯可能な機材であり、この計画の大きな前進が期待できる。

(ハ) 今後、ラグーン郡では水力発電用ダム工事が再開される予定であり、技術者の流入により大な人口増加が見込まれる。本事業申請当初、年間延べ 14,600 名の裨益人口を予想していたが、それ以上の人々へ寄与すると予想される。

#### 4. 事業の流れ：

##### (1) 診断科用機材供与：超音波エコー (Ultra Sound Machine=USM) 寄贈

内科（消化器・泌尿器）系や婦人科系疾患の診断では、特に必要不可欠な機材である、USM の供与を実施した。

2004 年 11 月 16 日、ドシャンベ市内にある医療機材を取り扱う仲介業者と、売買契約を締結。約 1 ヶ月後の 12 月 22 日、ドシャンベ市内に搬入された機材を同業者同行の上、同病院へ搬送の上搬入を完了した。

機材搬入後、病院側では USM の通電及び稼動テストを実施。並行して、同機材の取り扱い方、及び診断方法等を訓練するため、担当医師をドシャンベ市内の病院に派遣した。

またこの間、事業計画当初、同病院での使用を予定していた USM が同病院管轄下のヘルスセンターで使用されることとなった。詳細は以下の通り（2005 年 6 月 3 日に在タジキスタン日本国大使館より変更承認済みである）。

12 月 22 日の供与機材搬入の際に、病院側がタジキスタン保健省から USM の供与を受けていたことが明らかになった。その後、当会と同病院、同郡行政府との間で 2 ヶ月以上に渡り USM 設置場所について調整を実施。その結果、当会の USM 供与先をラグーン郡中央病院から同病院管轄ヘルスセンターへ変更することが決まった。（イ）付随機能の多い保健省供与 USM を使い、より複雑な症例診断を同病院であつること、（ロ）2005 年秋から再開される水力発電用ダムの工事に伴い、ヘルスセ

ンターが位置する同郡右岸地域への技師・作業者の流入による人口増加が見込まれ、当会供与の USM 有用性が高まると予測されたためである。

**(2) 理学療法科用機材:理学療法機器 4 点(Electrophoresis / Bernar Current Apparatus / Tonus apparatus / UHF apparatus) 供与**

理学療法を実施する上で基本機材とみなされている 4 点 (Electrophoresis / Bernar Current Apparatus / Tonus apparatus / UHF apparatus) の供与を実施した。

2004 年 11 月 16 日、ドシャンベ市内にある医療機材を取り扱う仲介業者と、売買契約を締結。約 1 ヶ月後の 12 月 22 日、ドシャンベ市内に搬入された機材を業者同行の上、病院へ搬送し搬入完了した。

機材搬入後、病院側では各機材の通電及び稼働テストを実施。並行して、機材の取り扱い方等を訓練するため、担当医師をドシャンベ市内の病院に派遣した。4 ヶ月にわたる訓練を経て、医師は同病院に戻り、各機材を用いての治療に早速取り掛かった。

**(3) 母子保健科用機材:保育器 供与**

新生児、中でも未熟児への対応に不可欠な保育器の供与を実施した。

2004 年 11 月 16 日、ドシャンベ市内にある医療機材を取り扱う仲介業者と、売買契約を締結。約 1 ヶ月後の 12 月 22 日、ドシャンベ市内に搬入された機材を同業者同行の上、同病院へ搬送の上搬入を完了した。

搬入後、通電試験、稼働試験を経て、すぐに母子保健科に配備された。

**(4) ジェネレーター:12KW ジェネレーター 供与**

上記(1)～(3)の機材を稼働可能な状態にするための電力供給源となる、12KW ジェネレーターの供与を実施した。

2004 年 11 月 16 日、ドシャンベ市内にあるジェネレーターを取り扱う仲介業者と、売買契約を締結。12 月第 2 週には通関等諸手続きを終え、機材はドシャンベ市内に到着した。

しかし、到着したジェネレーターを確認したところ、当会が発注した機材とは著しく異なるものと判明したため、再度改めて調達するよう要請。2005 年 2 月 16 日、再調達した機材を確認の上、翌日同病院への搬入を完了した。

再調達によって、事業期間の延長が必要となった。詳細は以下の通り (2004 年 12 月 28 日に在ジキスタン日本国大使館より変更承認済みである)。

12 月 21 日、ラグーン郡中央病院への搬入準備のため、業者にてジェネレーターを確認。しかし、当会が発注した機材と著しく異なり、大型で旧式の機材であることが判明した。発注にあたっては、会からは当該機材の写真を提示していたことから、業者に対して当該機材を再度調達するよう要求することとした。

再調達にあたって、当初予定の 1 月 6 日から 7 週間強の期間延長が必要との結論に至った。7 週間の延長申請は、(イ)機材は中国からタジキスタンまで陸路で運搬されること、(ロ)厳冬期の天候による劣悪な道路事情等、を考慮したためである。

**5. 今後の展望:**

2005 年秋には、ラゲーン郡にて水力発電用ダム工事が再開される予定であり、技術者の流入により大幅な人口増加が見込まれる。本事業申請当初、年間延べ 14,600 名の裨益人口を予想していたが、より多くの人々へ寄与すると予想される。また理学療法機材については、病院側及び理学療法担当医は携帯可能な贈与機材を用いて、家庭訪問方式の理学療法サービスを開始する予定であることから、障害者や退役軍人を含めたより広範囲の患者が当事業から裨益することが期待される。

以上